

無線設備規則

規則

2019年 第2回 一部改正

2019年12月27日 規則 第88号

2019年7月22日 技術委員会 審議

2019年11月6日 国土交通大臣 認可

規則の節・条タイトルの末尾に付けられたアスタリスク (*) は、その規則に対応する要領があることを示しております。

2019年12月27日 規則 第88号
無線設備規則の一部を改正する規則

「無線設備規則」の一部を次のように改正する。

改正その1

2章 検査

2.1 一般

2.1.2 検査の実施及び時期*

-5.を次のように改める。

-5. 臨時検査

臨時検査は、定期的検査の時期以外であって、次のいずれかに該当するときに行う。検査の実施にあつては、通常検査の方法と異なる本会が適当と認める検査方法で行うことを認める場合がある。

((1)から(4)は省略)

2.6 臨時検査*

-5.として次の1項を加える。

-5. 検査の実施にあつては、通常検査の方法と異なる本会が適当と認める検査方法で行うことを認める場合がある。

附 則 (改正その1)

1. この規則は、2019年12月27日から施行する。

1章 総則

1.1 一般*

1.1.5 用語及び定義*

(20)として次の1号を加える。

この規則における用語の定義は、次のように定める。

((1)から(19)は省略)

(20) 移動衛星業務とは、衛星システムを通して運用される GMDSS 用のサービスであつて、国際海事機関により認定されたものをいう。

3章 無線設備

3.2 無線設備

3.2.4 を次のように改める。

3.2.4 インマルサット又はその他の移動衛星業務による通信装置

インマルサット又はその他の移動衛星業務（以下、本 3.2.4 において、「移動衛星業務」という。）による通信設備装置は、次の(1)の装置及び(2)の装置を独立又は(1)及び(2)の装置を組み合わせたきれいでいるものをいい、それぞれの装置は次の性能を有するものでなければならない。

- (1) ~~インマルサット~~移動衛星業務のための船舶地球局
 - (a) 直接印刷電信による遭難及び安全に関する通信を送信及び受信できること。
 - (b) 無線電話又は直接印刷電信のいずれかを用い、一般無線通信を送信及び受信できること。
 - (c) 陸上から船舶への遭難警報を聴守できること。
- (2) 高機能グループ呼出受信機
インマルサット移動衛星業務による高機能グループ呼出しにより海上安全情報を受信できること。

4章 通信システム

4.3 無線設備 – A1 及び A2 水域*

A1 水域（湖川を含む。）又は A2 水域のみを航行する船舶（A1 水域のみ（湖川を含む。）を航行するものを除く。）は、表 4.3 に掲げる設備を備えなければならない。ただし、本会が適当と認める場合はこの限りではない。

表 4.3 の備考を次のように改める。

表 4.3 A1 水域（湖川を含む。）又は A2 水域のみを航行する船舶
（A1 水域のみ（湖川を含む。）を航行するものを除く。）

区分	無線設備
すべての船舶	(1) MF 無線電話 (2) VHF 無線電話

（備考）

1. MF 無線電話が常に直接陸上との間で船舶の運航に関する連絡を行うことができるものでない場合には、次の(a)から(e)のいずれかの無線設備を備えなければならない。ただし、国際航海に従事する総トン数 300 トン未満の船舶及び国際航海に従事しない船舶については、一般通信用無線電信等を備えることとして差し支えない。
 - (a) HF 直接印刷電信
 - (b) HF 無線電話
 - (c) インマルサット直接印刷電信又は本会が適当と認める移動衛星業務による直接印刷電信
 - (d) インマルサット無線電話又は本会が適当と認める移動衛星業務による無線電話
 - (e) MF 直接印刷電信（常に直接陸上との間で船舶の運航に関する連絡を行うことができるものに限る。）
2. 推進機関及び帆装を有しない船舶（鋼船規則 O 編 5.1.1-2.(1)又は(2)のいずれかに該当するものを除く）と結合し、船首で押し進める船舶は、MF 無線電話及び VHF 無線電話を備えなければならない。ただし、結合して一体となった状態において、鋼船規則 A 編 2.1.3 に規定する乾舷用長さが 30 m 未満の場合はこの限りではない。
3. 一般通信用無線電信等を備える船舶であって次のいずれかに該当するものについては、MF 無線電話を備えなくても差し支えない。
 - (1) 国際航海に従事する船舶であって、次のいずれかに該当するもの
 - (a) 総トン数 100 トン未満の船舶
 - (b) 総トン数 100 トン以上 300 トン未満の船舶であって、船級符号に“Coasting Service”又は“Smooth Water Service”を付記して登録されるもの
 - (c) 総トン数 100 トン以上 300 トン未満の近海区域を航行区域とする船舶であって、本会が適当と認めるもの
 - (2) 国際航海に従事しない船舶であって、次のいずれかに該当するもの
 - (a) 総トン数 100 トン未満の船舶
 - (b) 総トン数 100 トン以上の船舶であって、船級符号に“Coasting Service”又は“Smooth Water Service”を付記して登録されるもの
 - (c) 総トン数 100 トン以上の近海区域を航行区域とする船舶であって、本会が適当と認めるもの
4. 次のいずれかに該当する船舶については、VHF 無線電話を備えなくても差し支えない。
 - (1) 国際航海に従事する船舶であって、次のいずれかに該当するもの
 - (a) 総トン数 100 トン未満の船舶
 - (b) 総トン数 100 トン以上 300 トン未満の二時間限定沿海船等
 - (2) 国際航海に従事しない船舶であって、次のいずれかに該当するもの
 - (a) 総トン数 100 トン未満の船舶
 - (b) 総トン数 100 トン以上の二時間限定沿海船等

4.4 無線設備 – A1, A2 及び A3 水域*

A1 水域（湖川を含む。）、A2 水域又は A3 水域のみを航行する船舶（A1 水域（湖川を含む。）又は A2 水域のみを航行するものを除く。）は、表 4.4 に掲げる設備を備えなければならない。ただし、本会が適当と認める場合はこの限りではない。

表 4.4 を次のように改める。

表 4.4 A1 水域（湖川を含む。）、A2 水域又は A3 水域のみを航行する船舶（A1 水域（湖川を含む。）又は A2 水域のみを航行するものを除く。）

区分	無線設備
国際航海に従事する総トン数 300 トン以上の船舶	(1) 次の(a)又は(b)のいずれかの無線設備 (a) HF 直接印刷電信, HF 無線電話及び MF 直接印刷電信 (b) インマルサット直接印刷電信又は本会が適当と認める移動衛星業務による直接印刷電信 (2) MF 無線電話 (3) VHF 無線電話
国際航海に従事する総トン数 300 トン未満の船舶及び国際航海に従事しない船舶	(1) 次の(a)から(d)までのいずれかの無線設備 (a) HF 直接印刷電信 (b) HF 無線電話 (c) インマルサット直接印刷電信又は本会が適当と認める移動衛星業務による直接印刷電信 (d) インマルサット無線電話又は本会が適当と認める移動衛星業務による無線電話 (2) MF 無線電話 (3) VHF 無線電話

(備考)

1. 推進機関及び帆装を有しない船舶（鋼船規則 O 編 5.1.1-2.(1)又は(2)のいずれかに該当するものを除く）と結合し、船首で押し進める船舶は、MF 無線電話及び VHF 無線電話を備えなければならない。ただし、結合して一体となった状態において、鋼船規則 A 編 2.1.3 に規定する乾舷用長さが 30 m 未満の場合はこの限りではない。
2. 次のいずれかに該当する船舶については、MF 無線電話を備えなくても差し支えない。
 - (1) 国際航海に従事する船舶であって、次のいずれかに該当するもの
 - (a) 総トン数 100 トン未満の船舶
 - (b) 総トン数 100 トン以上 300 トン未満の船舶であって、船級符号に“Coasting Service”又は“Smooth Water Service”を付記して登録されるもの
 - (2) 国際航海に従事しない船舶であって、次のいずれかに該当するもの
 - (a) 総トン数 100 トン未満の船舶
 - (b) 総トン数 100 トン以上の船舶であって、船級符号に“Coasting Service”又は“Smooth Water Service”を付記して登録されるもの
3. 次のいずれかに該当する船舶については、VHF 無線電話を備えなくても差し支えない。
 - (1) 国際航海に従事する船舶であって、次のいずれかに該当するもの
 - (a) 総トン数 100 トン未満の船舶
 - (b) 総トン数 100 トン以上 300 トン未満の二時間限定沿海船等
 - (2) 国際航海に従事しない船舶であって、次のいずれかに該当するもの
 - (a) 総トン数 100 トン未満の船舶
 - (b) 総トン数 100 トン以上の二時間限定沿海船等

4.6 相互通信装置等

4.6.1 一般

-1.を次のように改める。

-1. 遭難警報に船舶の位置情報を自動的に取込むことのできるすべての相互通信装置（VHF、MF/HF 及び ~~INMARSAT~~移動衛星業務によるもの）は、当該位置情報を衛星航法装置から自動的に取得できるように措置されたものでなければならない。このように措置されない相互通信装置については、航行中、4 時間を超えない間隔で手動により当該船舶の位置情報を更新して、常時送信可能なようにしておかなければならない。

-2. 本規則において要求される設備が、航海設備又はその他の設備からの連続した情報入力を必要とするものについては、主電源又は非常電源が故障した場合に、当該情報の供給を引き続き確保するための設備が備えられなければならない。

4.7 保守要件

4.7.2 設備の二重化*

-1. 設備の二重化は、船舶の航行する水域に応じてそれぞれ次の表 4.7.2-1.から表 4.7.2-4.に掲げる予備の無線設備を備えることにより行われるものでなければならない。ただし、本会が適当と認める場合は、この限りではない。

-2. 前-1.の規定により備える予備の HF デジタル選択呼出装置又は MF デジタル選択呼出装置が本会の適当と認める要件に適合する場合は、それぞれ予備の HF デジタル選択呼出聴守装置又は MF デジタル選択呼出聴守装置を備えなくても差し支えない。

表 4.7.2-1. A1 水域のみ（湖川を含む。）を航行する船舶

区分	予備の無線設備
すべての船舶	VHF 無線設備

（備考）

国際航海に従事する総トン数 300 トン未満の船舶及び国際航海に従事しない船舶であって総トン数 100 トン未満のものについては、VHF 無線設備に代えて一般通信用無線電信等又は MF 無線電話（常に直接陸上との間で船舶の運航に関する通信を行うことができるものに限る。）を備えることができる。

表 4.7.2-2.を次のように改める。

表 4.7.2-2. A1 水域（湖川を含む。）又は A2 水域のみを航行する船舶
（A1 水域のみ（湖川を含む。）を航行するものを除く。）

区分	予備の無線設備
すべての船舶	(1) 次の(a)から(e)までのいずれかの無線設備 (a) HF 直接印刷電信, HF デジタル選択呼出装置及び HF デジタル選択呼出聴守装置 (b) HF 無線電話, HF デジタル選択呼出装置及び HF デジタル選択呼出聴守装置 (c) インマルサット直接印刷電信又は本会が適当と認める移動衛星業務による直接印刷電信 (d) インマルサット無線電話又は本会が適当と認める移動衛星業務による無線電話 (e) MF 無線電話及び MF デジタル選択呼出装置 (2) VHF 無線設備

(備考)

- 国際航海に従事する総トン数 300 トン未満の船舶及び国際航海に従事しない船舶であって次の(a)又は(b)のいずれかに該当するものについては、(1)に掲げる予備の無線設備に代えて一般通信用無線電信等（インマルサット直接印刷電信及びインマルサット無線電話並びに本会が適当と認める移動衛星業務による直接印刷電信及び本会が適当と認める移動衛星業務による無線電話を除く。）又は MF 無線電話（常に直接陸上との間で船舶の運航に関する通信を行うことができるものに限る。）を備えることができる。
 - 総トン数 100 トン未満の船舶
 - 近海区域を航行区域とする船舶であって本会が適当と認めるもの
- 国際航海に従事する総トン数 300 トン未満の船舶及び国際航海に従事しない船舶であって総トン数 100 トン未満のものについては、VHF 無線設備を備えなくても差し支えない。

表 4.7.2-3.を次のように改める。

表 4.7.2-3. A1 水域（湖川を含む。）、A2 水域又は A3 水域のみを航行する船舶
（A1 水域（湖川を含む。）又は A2 水域のみを航行するものを除く。）

区分	予備の無線設備
国際航海に従事する総トン数 300 トン以上の船舶	(1) 次の(a)又は(b)のいずれかの無線設備 (a) HF 直接印刷電信, HF 無線電話, HF デジタル選択呼出装置, HF デジタル選択呼出聴守装置, MF 直接印刷電信, MF 無線電話, MF デジタル選択呼出装置及び MF デジタル選択呼出聴守装置 (b) インマルサット直接印刷電信又は本会が適当と認める移動衛星業務による直接印刷電信 (2) VHF 無線設備
国際航海に従事する総トン数 300 トン未満の船舶及び国際航海に従事しない船舶	(1) 次の(a)から(d)までのいずれかの無線設備 (a) HF 直接印刷電信, HF デジタル選択呼出装置及び HF デジタル選択呼出聴守装置 (b) HF 無線電話, HF デジタル選択呼出装置及び HF デジタル選択呼出聴守装置 (c) インマルサット直接印刷電信又は本会が適当と認める移動衛星業務による直接印刷電信 (d) インマルサット無線電話又は本会が適当と認める移動衛星業務による無線電話 (2) VHF 無線設備

(備考)

- 国際航海に従事する総トン数 300 トン未満の船舶及び国際航海に従事しない船舶であって次の(a)又は(b)のいずれかに該当するものについては、VHF 無線設備を備えなくても差し支えない。
- 総トン数 100 トン未満の船舶
 - 二時間限定沿海船等

表 4.7.2-4.の備考を次のように改める。

表 4.7.2-4. A4 水域を航行する船舶

区分	予備の無線設備
国際航海に従事する総トン数 300 トン以上の船舶	(1) HF 直接印刷電信, HF 無線電話, HF デジタル選択呼出装置, HF デジタル選択呼出聴守装置, MF 直接印刷電信, MF 無線電話, MF デジタル選択呼出装置及び MF デジタル選択呼出聴守装置 (2) VHF 無線設備
国際航海に従事する総トン数 300 トン未満の船舶及び国際航海に従事しない船舶	(1) 次の(a)又は(b)のいずれかの無線設備 (a) HF 直接印刷電信, HF デジタル選択呼出装置及び HF デジタル選択呼出聴守装置 (b) HF 無線電話, HF デジタル選択呼出装置及び HF デジタル選択呼出聴守装置 (2) VHF 無線設備

(備考)

1. 国際航海に従事する総トン数 300 トン未満の船舶及び国際航海に従事しない船舶であって総トン数 100 トン未満のものについては、VHF 無線設備を備えなくても差し支えない。
2. 短期間のみ A4 水域を航行する国際航海に従事する総トン数 300 トン以上の船舶に備えるべき予備の無線設備 (VHF 無線設備を除く。) については、本会が適当と認める場合に限り、インマルサット直接印刷電信又は本会が適当と認める移動衛星業務による直接印刷電信に代えることができる。
3. 短期間のみ A4 水域を航行する国際航海に従事する総トン数 300 トン未満の船舶及び国際航海に従事しない船舶に備えるべき予備の無線設備 (VHF 無線設備を除く。) については、本会が適当と認める場合に限り、インマルサット直接印刷電信若しくはインマルサット無線電話又は本会が適当と認める移動衛星業務による直接印刷電信若しくは本会が適当と認める移動衛星業務による無線電話に代えることができる。

4.8 電源

4.8.2 を次のように改める。

4.8.2 非常電源*

VHF 無線設備並びに船舶の従事する水域に応じ要求される MF 無線設備、インマルサット船舶地球局又は本会が適当と認める移動衛星業務による船舶地球局及び MF/HF 無線設備に対して、総トン数 500 トン以上の貨物船は 18 時間の給電ができなければならない。

4.8.3 補助電源*

-1.を次のように改める。

-1. 船舶には、主電源及び非常電源が故障した場合に、遭難及び安全に関する無線通信を行うことができるよう無線設備に給電する補助電源を備えなければならない。当該補助電源は、本規則の規定により要求される VHF 無線設備並びに当該船舶の従事する水域に応じ、要求される MF 無線設備、MF/HF 無線設備、インマルサット通信装置又は本会が適当と認める移動衛星業務による通信装置のうちいずれかの設備並びに-3., -4.及び-7.に規定する追加の負荷に対し、少なくとも次の時間、同時に給電することができなければならない。

- (1) 非常電源を備えた船舶であって 4.8.2 の規定に適合するものについては、1 時間
- (2) 4.8.2 の規定に適合する非常電源を備えていない船舶にあつては、6 時間

附 則（改正その2）

1. この規則は、2020年1月1日から施行する。

無線設備規則検査要領

要
領

2019年 第1回 一部改正

2019年12月27日 達 第56号

2019年7月22日 技術委員会 審議

2019年12月27日 達 第56号
無線設備規則検査要領の一部を改正する達

「無線設備規則検査要領」の一部を次のように改正する。

改正その1

2章 検査

2.1 一般

2.1.2 検査の実施及び時期

-1.及び-2.を-2.及び-3.に改め、-1.として次の1項を加える。

-1. 規則 2.1.2-5.にいう、「本会が適当と認める検査方法」とは、通常検査において得られる検査に必要な情報と同様の情報が得られると本会が認める検査方法をいう。

~~-2.~~ (省略)

~~-3.~~ (省略)

2.6を次のように改める。

2.6 臨時検査

-1. 規則 2.6-5.にいう、「本会が適当と認める検査方法」とは、通常検査において得られる検査に必要な情報と同様の情報が得られると本会が認める検査方法をいう。

-2. 規則 2.6-2.(2)に規定する無線設備等の検査実施報告書は、地方総合通信局長へ提出されるものをいう。

附 則 (改正その1)

1. この達は、2019年12月27日から施行する。

2章 検査

2.4 登録検査

2.4.2 提出図面及びその他の書類

-4.を次のように改める。

-4. 空中線展張図には、インマルサット通信装置又は管海官庁が差し支えないと認める移動衛星業務による通信装置を義務設備とする場合は、アンテナと本船構造物の関係を示す図を含むこと。

4章 通信システム

4.3 無線設備- A1 及び A2 水域

-3.から-5.を-4.から-6.に改め、-3.として次の1項を加える。

-1. (省略)

-2. (省略)

-3. 規則表 4.3 の備考 1.(c)及び(d)という「本会が適当と認める移動衛星業務」とは、管海官庁により差し支えないと認められる移動衛星業務をいう。

~~-4.~~ 規則表 4.3 の備考 3.に規定する「近海区域」とは、船舶安全法施行規則第一条第8項に定められた海域をいう。

~~-5.~~ 規則表 4.3 の備考 3.に規定する「本会が適当と認めるもの」とは、管海官庁により差し支えないと認められるものをいう。

~~-6.~~ 規則表 4.3 の備考 4.に規定する「二時間限定沿海船等」とは、4.2-2.に定める船舶をいう。

4.4 無線設備- A1, A2 及び A3 水域

-3.を-4.に改め、-3.として次の1項を加える。

-1. (省略)

-2. (省略)

-3. 規則表 4.4 という「本会が適当と認める移動衛星業務」とは、管海官庁により差し支えないと認められる移動衛星業務をいう。

~~34.~~ 規則表 4.4 の備考 3.に規定する「二時間限定沿海船等」とは、4.2-2.に定める船舶をいう。

4.7 保守要件

4.7.2 を次のように改める。

4.7.2 設備の二重化

-1. (省略)

-2. (省略)

-3. 規則表 4.7.2-2.にいう「本会が適当と認める移動衛星業務」とは、管海官庁により差し支えないと認められる移動衛星業務をいう。

~~34.~~ 規則表 4.7.2-2.の備考 1.(b)に規定する「本会が適当と認めるもの」とは、管海官庁により差し支えないと認められるものをいう。

-5. 規則表 4.7.2-3.にいう「本会が適当と認める移動衛星業務」とは、管海官庁により差し支えないと認められる移動衛星業務をいう。

~~46.~~ 規則表 4.7.2-4.の備考 2.及び 3.に規定する「本会が適当と認める場合」とは、管海官庁により差し支えないと認められる場合をいう。

-7. 規則表 4.7.2-4.の備考 2.及び 3.にいう「本会が適当と認める移動衛星業務」とは、管海官庁により差し支えないと認められる移動衛星業務をいう。

4.8 電源

4.8.2 として次の 1 条を加える。

4.8.2 非常電源

規則 4.8.2 にいう「本会が適当と認める移動衛星業務」とは、管海官庁により差し支えないと認められる移動衛星業務をいう。

4.8.3 補助電源

-5.として次の 1 項を加える。

-5. 規則 4.8.3-1.にいう「本会が適当と認める移動衛星業務」とは、管海官庁により差し支えないと認められる移動衛星業務をいう。

附 則 (改正その 2)

1. この達は、2020 年 1 月 1 日から施行する。